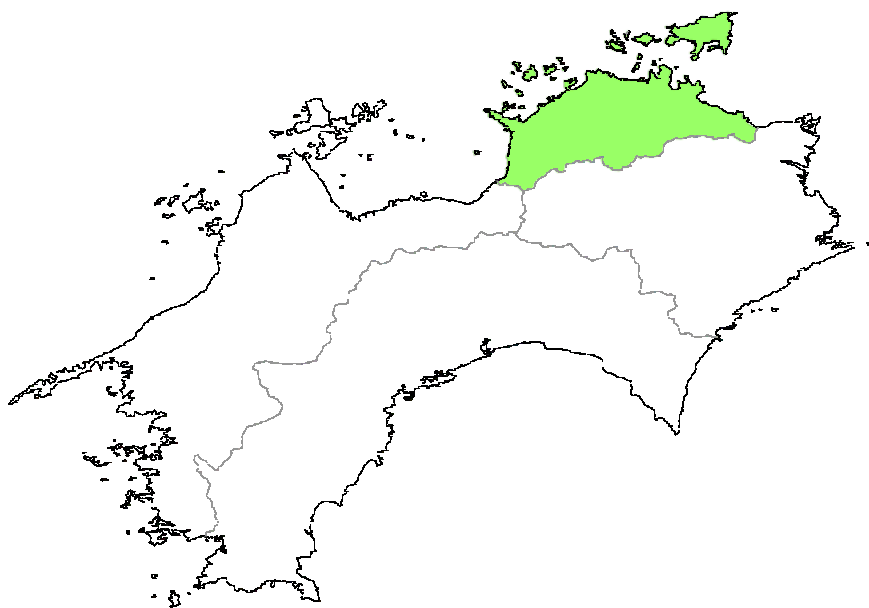


中国・台湾などにおける地名の抜駆け 商標出願・登録対策について



香 川 県

目次

1 . 背景・目的	1
2 . 抜駆け商標出願・登録について	1
(1) 抜駆け商標出願・登録	1
(2) 抜駆け商標出願・登録された場合の問題	1
(3) 中国や台湾などにおいて日本の地名が商標登録される理由	1
3 . 中国や台湾での商標出願等の状況	2
(1) 中国での商標出願の状況	2
(2) 台湾での商標出願の状況	2
(3) 商標登録されるまでの手続き	3
4 . 対策を取る前の検討	4
(1) 検疫上の問題	4
(2) 地名の使用	5
(3) 非類似商品や異なる商品区分	5
(4) 抜駆け商標出願・登録者等	5
5 . 地名の抜駆け商標出願・登録対策について	6
防衛的対策について	6
(1) 異議申立て	6
(2) 無効審判請求	7
(3) 不使用取消裁定と商標の譲渡	8
積極的な対策について	9
(1) 「県産品名+図形」の商標登録	9
(2) 「自治体名+図形」の商標登録	9
(3) 日本産ブランドの活用	10
(4) 地域団体商標による対応	10
基盤的な対策について	11
(1) 証拠集め、証拠づくり	11
(2) セミナー等の実施	12
(3) ワンストップ窓口等の設置	12
(4) 香川県ホームページからの情報発信	13

1. 背景・目的

近年、中国や台湾などでは、外国の著名なブランドやコンテンツ名などを第三者が抜駆け商標出願・登録する事案が増加しています。その中には、日本の地名や日本の企業名、農産物名等も含まれており、本県についても、「香川」や「讃岐」などが中国や台湾において抜駆け商標出願・登録されています。このような状況において、今後、本県の企業が中国や台湾などにおいて商品や役務を取り扱う場合、商品名や店名に、これらの名称が使えなくなる恐れがあるなど、県内企業の海外への市場展開に重大な影響が生ずる可能性があります。

このため、県としても、地名の抜駆け商標出願・登録に対する対策を講じ、その内容を広く周知し、県内企業の海外市場への展開に向けた取組みを支援していくこととしています。

2. 抜駆け商標出願・登録について

(1) 抜駆け商標出願・登録

抜駆け商標出願・登録とは、インターネットや海外での展示会・見本市などを通じて、外国の著名なブランドやコンテンツ名などを知った者が、中国や台湾などにおいて商標出願・登録をする行為のことです。正当な権利者による商標出願・登録ではありません。

(2) 抜駆け商標出願・登録された場合の問題

日本や中国、台湾など多くの国・地域での商標制度においては先願主義が採用されています。このため、既に商標を使用しているも、他の第三者が先に当該商標を出願して登録してしまうと、当該商標の登録ができなくなります。また、商標を登録をした者の許諾を得ずに当該商標を使用すると、商標権侵害で訴えられる可能性があります。

(3) 中国や台湾などにおいて日本の地名が商標登録される理由

中国や台湾において、広く知られた外国地名は商標登録できないとされていますが、外国地名が中国や台湾の方々に広く認識されていなければ商標登録されません。あくまでも、中国や台湾において広く知られているかという中国や台湾での知名度が基準となって、商標登録されるかどうかが決まります。

中国や台湾においても、商品の「産地」や「販売地」のみを商標登録することは認められません。ただし、地名と商品が結びつかなくて、誤認の恐れがなければ商標登録される可能性はあります¹。

¹ イタリアの地名である「COMO」についても、中国において書籍や雑誌などの商

また、日本の地名が中国や台湾において、言葉として別の意味を持つ場合があります。²地名としてよりも、言葉の意味の方が現地の方々に強い影響を生じさせる場合は、商標登録される可能性があります。さらに、中国や台湾の地名を根拠に商標登録される場合も考えられます³。

3. 中国や台湾での商標出願等の状況

(1) 中国での商標出願の状況

2006年（平成18年）においては、商標出願区分数⁴が約76.2万件でした。これを単純に考えると、1日あたり2,000件以上の商標出願がされていることとなります。また、近年著しい増加傾向を示しており、近い将来には、年間100万件の商標出願が予想されています。

(2) 台湾での商標出願の状況

2006年（平成18年）においては、商標出願区分数が約6.9万件でした。日本の商標出願区分数（2006年（平成18年）の商標出願区分数は約22.7万件）の3分の1であり、比較的、出願が多いといえます。なお、近年の商標出願区分数は横ばいで推移しています。

[表1] 各国の商標出願区分数（単位：件）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
中国	376,095	460,522	599,288	675,038	761,980
米国	275,518	291,883	347,355	376,778	405,141
日本	188,810	198,100	214,303	223,177	227,357
韓国	114,976	123,258	132,292	135,172	148,377
台湾	66,163	55,787	58,337	65,612	68,967
計	1,021,562	1,129,550	1,351,575	1,475,777	1,611,822

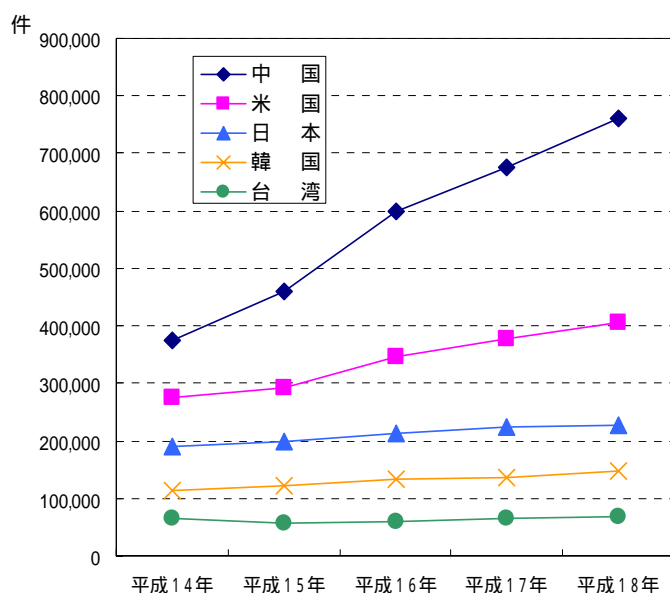
（資料）特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」

品区分で商標登録されている。

² 「京都」：首都、古い都、「千葉」：八重の花形、千年（長い期間）、「高知」：インテリ、「山口」：山の入口 など

³ 山東泰安市郊区山口鎮油坊村

⁴ 中国は一出願一区分制を採用しており、日本や台湾などは一出願多区分制を採用しています。ここでは、各国の比較を可能とするため、商標出願区分数を用いて説明を行っています。



[図 1] 各国の商標出願区分数の推移

(資料) 特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」

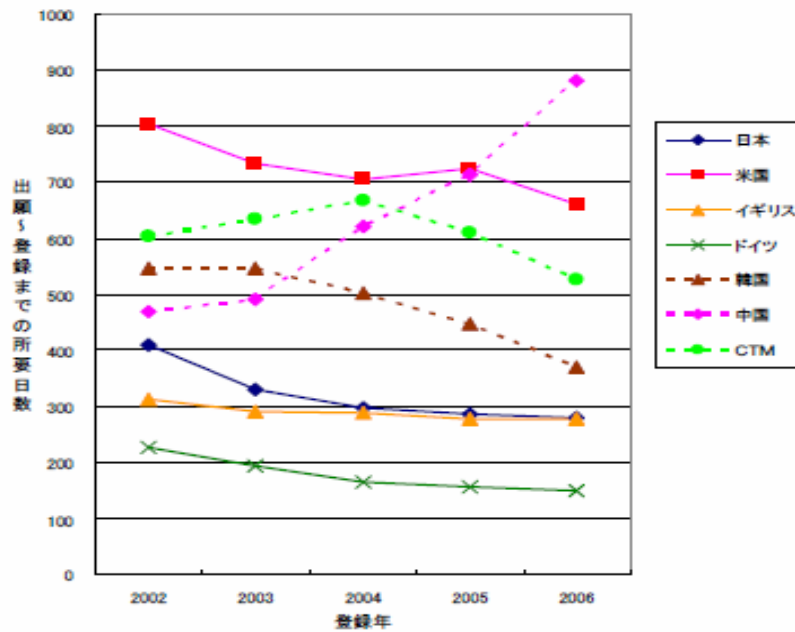
(3) 商標登録されるまでの手続き⁵

中国の場合は、出願されてから中国商標局で審査が行われ審査結果の通知があるまでに、現在は3年以上かかっています。審査の結果、商標登録に問題がないと判断された場合、公告されます。公告後、3ヶ月以内に異議申立てなどがなければ、商標登録されます。

台湾の場合は、出願されてから台湾知的財産局で審査が行われ、審査結果の通知があるまでに、現在は約1年となっています。審査の結果、商標登録に問題がないと判断された場合、登録されます。登録後、3ヶ月間が異議申立て期間となっています。商標登録に問題があれば、この期間に異議申立てなどを行う必要があります。

なお、出願されたものがすべて商標登録される訳ではありません。中国商標局や台湾知的財産局の審査において、商標としての登録適格性がないと判断されれば、公告されませんし、商標登録もされません。

⁵ 「中国・台湾における商標の登録手続き」参照(別添資料1)



[図2] 出願から登録までの所要日数推移

(資料) 特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」

4. 対策を取る前の検討

対策を取るにあたっては、以下の(1)～(4)の各項目を踏まえた上で、実際の県産品の輸出に関して検討が必要です。具体的には、どのような国・地域に対して輸出するのか。どのような商品やサイズを輸出しようとするのか。どのくらいの量を輸出するのか。どのような方法(直接輸出か、商社等を活用した間接輸出か)で輸出をするのか。いつ、どの時期に輸出をするのか。といったことを検討する必要があります。

輸出する国・地域によって、検疫制度は異なりますし、商標制度も異なります。また、商品の形態や輸出の仕方によっても、自ら商標出願・登録するのがよいのか、団体として商標出願・登録するのがよいのか、など、様々な検討事項があります。まず最初に個別商品ごとの輸出に関して検討を行い、その上で商標をどのように活用するのか検討する必要があります。

しかし、中国の場合、出願されてから中国商標局で審査が行われ、審査結果の通知があるまでに3年以上かかっています。このため、商標登録の必要性は、権利化される将来の状況(中国の場合は3年以上先の将来の状況)を想定することが必要不可欠です。

(1) 検疫上の問題

検疫上の問題があり、すべての県産品、特に農林水産物を中国や台湾などへ

輸出することはできません⁶。

中国へは、リンゴやナシ、精米などは輸出可能となっています。しかし、左記以外のものの多くは、中国へ輸出することはできません。牛肉や豚肉、鶏肉などの肉類は、日本国内においてBSE問題や鳥インフルエンザ問題などが発生したため、中国に輸出することができなくなっています。台湾や韓国などへの輸出も、検疫上、認められていないものがあります。また、輸出が可能なものであっても、一定の要件が必要となっています。例えば、精米の場合、中国政府が指定した精米工場で精米したものでなければ、中国に輸出することができません。

(2) 地名の使用

県産品名として、必ずしも地名を使用しない場合もあります。そのような場合は、地名の抜駆け商標出願・登録の問題に直接の関係はありません。

また、原産地表示として「香川」を使用する場合、仮に「香川」が商標登録されていても、問題は発生しません。具体的には、「日本国香川県産の」という表示を商品に添えることは問題ありません。しかし、商標と間違えられるほど大きく表示した場合などは問題になる可能性があります。

(3) 非類似商品や異なる商品区分

登録されている商標と同一又は類似の商標であっても、非類似の商品に使用する場合は、権利侵害にならない可能性が大きいと考えられています。また、商標の登録区分と無関係な商品区分⁷に抜駆け商標出願・登録されても、問題は発生しません。

(4) 抜駆け商標出願・登録者等

抜駆け商標出願・登録をしていた者が、県内事業者や県内事業者の海外子会社などである場合も想定されます。現に、日本において地域団体商標として登録されているものが、中国において商標登録されている事例がありますが、その中には、日本の権利者等が関与して出願されていたものもありました。

また、現時点においては、県産品の海外への輸出を想定していないとしても、抜駆け商標登録されたものが付された商品が海外市場に出回る恐れもあります。

⁶ 「輸出の現状・政府の取組のご紹介」(農林水産省)を参照。
<http://www.maff.go.jp/j/export/index.html>

⁷ ニース協定による国際分類を参照(別添資料2)

5 . 地名の抜駆け商標出願・登録対策について

防衛的対策について

(1) 異議申立て

中国商標局や台湾知的財産局の商標登録審査に対して異議を申し立てるものです。誰でも異議申立てを行うことは可能ですが、登録審査後の公告期間(3ヶ月間)に行う必要があります。このため、抜駆け商標出願を確認した後は、中国商標局や台湾知的財産局のホームページなどにおいて定期的な監視が必要になってきます⁸。

異議申立てを行う際には、中国や台湾の人々にとって「香川」や「讃岐」が公知な外国地名であること、地理的表示であることなどを証拠として提出する必要があります。異議申立てを認めるかどうかの判断では、あくまでも、中国や台湾において広く知られているかどうかという現地での知名度が基準となりますから、中国や台湾の新聞記事等を証拠とする必要があります。

異議申立ての対象が、地名と商品が結びつかなくて中国や台湾の人々に誤認の恐れがないと判断される場合や地名以外の別の意味を持っている場合などは、異議申立ては認められない可能性があります。

また、ある例では、中国の場合、異議申立て1件につき40~50万円の費用が必要だったとのこと。ただし、相手方が争った場合などにより、異議申立て期間が延びれば、それに応じて費用は増えていきます。異議申立てを行う前に、関係者間で費用の負担の在り方を検討しておく必要があります。

なお、異議申立てが認められても、新たな抜駆け商標出願の可能性がります。このため、引き続き定期的な監視が必要となってきます。

【県の対応】

異議申立ては、登録審査後の公告期間に行わなければならないため、迅速な対応が必要となります。このため、県は、海外において県内地名や県産品名が抜駆け商標出願されており、県内事業者が被害を受ける可能性が高いものについては、県内事業者団体とともに異議申立てを行うこととし、そのための制度を設けています。

異議申立てをする対象は、出願されている商標が付される商品が、現に香川

⁸ 「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について」(特許庁)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

弁理士事務所等へ監視を委託する方法もある。ある弁理士事務所の場合、1商標を1年間監視する場合、中国：15万円程度、台湾：70万円程度。

県から海外に輸出されているもの又は輸出される見込みがあるものとしていきます。また、費用負担については、異議申立てに参加する機関等で均等・頭割りするものとし、県の費用負担上限は25万円としています。

(2) 無効審判請求

商標が不当に登録されたと考えられる場合に取りえる手段です。利害関係者が行うことができるものであり、中国の場合、商標登録から5年以内に無効審判請求を行う必要があります(悪意による商標登録をした者に対しては、5年の制限はありません。)

異議申立てと同様に、中国や台湾の人々にとって「香川」や「讃岐」が公知な外国地名であること、地理的表示であることなどを証拠として提出する必要があります。しかし、無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであるが故に、困難である場合が多く、立証は容易ではありません。

無効審判請求の対象が、地名と商品が結びつかなくて中国や台湾の人々に誤認の恐れがないと判断される場合や地名以外の別の意味を持っている場合などは、無効審判請求は認められない可能性があります。

また、抜駆け商標登録されたものであっても、それが長く使用されることによって、登録した者のブランドと認知されれば、無効審判請求は認められない可能性もあります。

無効審判請求の費用については、異議申立て以上と予想され、無効審判請求の期間にもよります。

無効審判請求が認められても、新たな抜駆け商標出願の可能性はあるため、定期的な監視が必要となってきます。

【県の対応】

無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであるため、慎重な検討が必要となります。県では、県内事業者に重大な影響を及ぼす恐れがある抜駆け商標登録が判明した場合であって、他に解決方法がない場合などは、県内事業者団体とも相談の上、県内事業者団体とともに無効審判請求を行うことを検討することとします。

(3) 不使用取消裁定と商標の譲渡

抜駆け登録された商標が、3年間、使用されていなかった場合は、不使用を理由に商標取消裁定の請求をすることができます。しかし、3年間に1度でも使用されていれば取消しをすることはできません。また、3年間の使用実績を把握することは非常に難しいものと考えられます。

商標権者から権利を譲渡してもらう手法もあります。しかし、多額の金額を要求される可能性があります。

積極的な対策について

(1)「県産品名+図形」の商標登録

事業者団体が「県産品名+図形」のロゴマークを作成し、海外で積極的に商標登録することにより、自らのブランドを保護していく手法があります。この場合、県産品名による抜駆け商標出願の監視は不要となります。しかし、類似のロゴマークが出願される場合も想定されることから、中国や台湾などの人々に確実に認知されるように、識別性の高いロゴマークを作成する必要があります。

【県の対応】

県内事業者団体が県産品のロゴマークを作成し、海外で積極的に商標登録をして、県産品のブランドを海外でも守っていこうという取組みに対して、県として、海外で商標登録する際の費用等を補助する制度を設けることとします。



佐賀県のハウスミカン
限定のロゴマーク

(2)「自治体名+図形」の商標登録

県産品全般を対象とした「自治体名+図形」のロゴマークを作成し、海外で商標登録することにより、県産品全般のブランドを保護していく手法があります。

【県の対応】

県内事業者から、このようなロゴマークを必要とする声があがれば、県がロゴマークを作成し、海外で商標登録することを検討します。なお、検討にあたっては、各国の商標制度において県などの公的機関が商標登録できるかなどを検討する必要があります。また、県産品の中では加工食品の輸出が多いという実態を踏まえるとともに、県産品全般の海外への販路拡大等を後押しする観点から、商品区分は第16類（パンフレット等）と第35類（展示会等）を対象に検討することが適当と考えられます。



福岡県の
輸出促進用マーク



山形県の
輸出口ゴマーク

(3) 日本産ブランドの活用

現在、中国などにおいて日本産の農産物や食品が売れるのは、日本のものが安心・安全と認識されているためです。このため、農林水産省が作成している「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」など、日本産ブランドを活用していくことも対策の一つです。

【県の対応】

「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」の取得方法等を香川県ホームページにおいて情報発信していきます。

なお、国内外において日本の産地間競争が発生しているため、引き続き、県産品のブランドの確立に努めていきます。



おいしいマーク



日本産果実マーク

(4) 地域団体商標による対応

日本において周知な商標は、抜駆け商標出願に対して一定の歯止めになります。

韓国においては、日本において周知な商標が不正目的で商標登録される場合は、出願が拒絶されます。また、台湾においては、業務上の取引などの関係を有することにより日本において周知な商標の存在を知っている者が、その商標と同じものを商標出願・登録している場合、異議申立て・無効審判請求が可能となります。

上記のような状況から、地域団体商標の登録を行い、海外の見本市等において積極的に使用していくことが一定の対策になります。

【県の対応】

県では、県庁内関係課及び香川県知的所有権センター等が連携を図りながら、地域団体商標の取得方法等の情報提供に努め、地域団体商標の取得を目指す県内事業者団体の支援していきます。



あじいし
庵治石



ぶり
ひけた鰯

「庵治石」と「ひけた鰯」は地域団体商標として登録されています。

基盤的な対策について

(1) 証拠集め・証拠づくり

異議申立てなどを行う場合でも、中国や台湾の人々に「香川」や「讃岐」、県産品などが認知されている証拠が必要です。このため、中国や台湾における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産品などを積極的に露出し、現地の人々に認知されるように努めるとともに、現地マスメディアに対しても積極的にPRを行うことが重要です。見本市等の様子が現地の新聞、雑誌等で紹介された場合は、その記事（原本）を確実に入手し、日付けを確認して保存しておく必要があります⁹。また、見本市等の資料も、日付けを確認して原本を保存しておく必要があります。

ライオンズクラブ等、県内団体も海外交流を行っていますが、交流の様子などが海外の新聞等で紹介された場合は、その記事（原本）を確実に入手し、日付けを確認して保存しておく必要があります。

県内で行われる国際会議や県内観光地において、積極的に「香川」や「讃岐」、県産品などを露出し、海外からの出席者や観光客の目に触れるように努めることも、一定の効果があります。また、これらの取組みが海外の新聞等で紹介された場合は、その記事（原本）を確実に入手し、日付けを確認して保存しておく必要があります。

【県の対応】

県では、海外における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産品等を積極的に公表して現地の人々に認知されるように努めるとともに、現地マスメディアに対しても積極的にPRを行っていきます。

また、県の海外向けパンフレットに「香川」や「讃岐」、県産品を目立つように掲げるとともに、旅行会社の海外向け旅行雑誌等に「香川」や「讃岐」、県産品などを掲載するよう依頼を行っていきます。

国際会議において報告や宣言を出す場合は、可能な限り「香川」や「讃岐」を入れるように依頼するなど（例えば「香川報告」や「讃岐宣言」など）、「香川」や「讃岐」の海外発信に努めます。

⁹ スクラップのように、後から日付けの書き入れたものや日付けの部分を切り取って記事部分に貼り付けたものは、証拠にならない可能性が高いので注意が必要です。また、自ら撮影した写真も証拠にならない可能性が高いので注意が必要です。

(2) セミナー等の実施

県では、四国経済産業局やジェトロ香川などと連携して、海外の商標制度を実例も交えて紹介するセミナーや、実際に海外において模倣品被害を経験された企業経営者を招聘したセミナーを開催しています。

【県の対応】

県では、今後とも、セミナー受講者や県内企業のニーズを踏まえた上で、抜駆け商標出願・登録等に関するセミナー等を開催していきます。また、セミナーの開催にあたっては、その目的や内容などをわかりやすく情報発信することとします。

(3) ワンストップ窓口等の設置

商工労働部産業政策課内に、抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対するワンストップ窓口（産業政策課糖質バイオ・知的財産グループ）を設置しています。また、定期的に、中国商標局や台湾知的財産局の HP において、「香川」や「讃岐」が抜駆け商標出願・登録されているか監視を行っています。

また、香川県知的所有権センターにおける抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対する相談体制を整備します。

県庁内には、関係各課が参加する「香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議」を設置しており、抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題の情報共有を図るとともに、全庁的に連携して対応することとしています。

【県の対応】

引き続き、産業政策課糖質バイオ・知的財産グループをワンストップ窓口として、県庁内関係各課が連携して、抜駆け商標出願・登録に適切に対応していきます。

また、本県における特許情報等の中核的な機関である香川県知的所有権センターにおいて、抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対する相談体制を整備します。

定期的な監視により、「香川」や「讃岐」などの抜駆け商標出願・登録が確認された場合は、産業政策課と庁内関係課で対策の検討を行うとともに、「香川県産業の海外展開・知的財産連絡会議」を開催して情報共有を図ることとしています。また、県内関係事業者団体とも対策について協議を行うこととします。

(4) 香川県ホームページからの情報発信

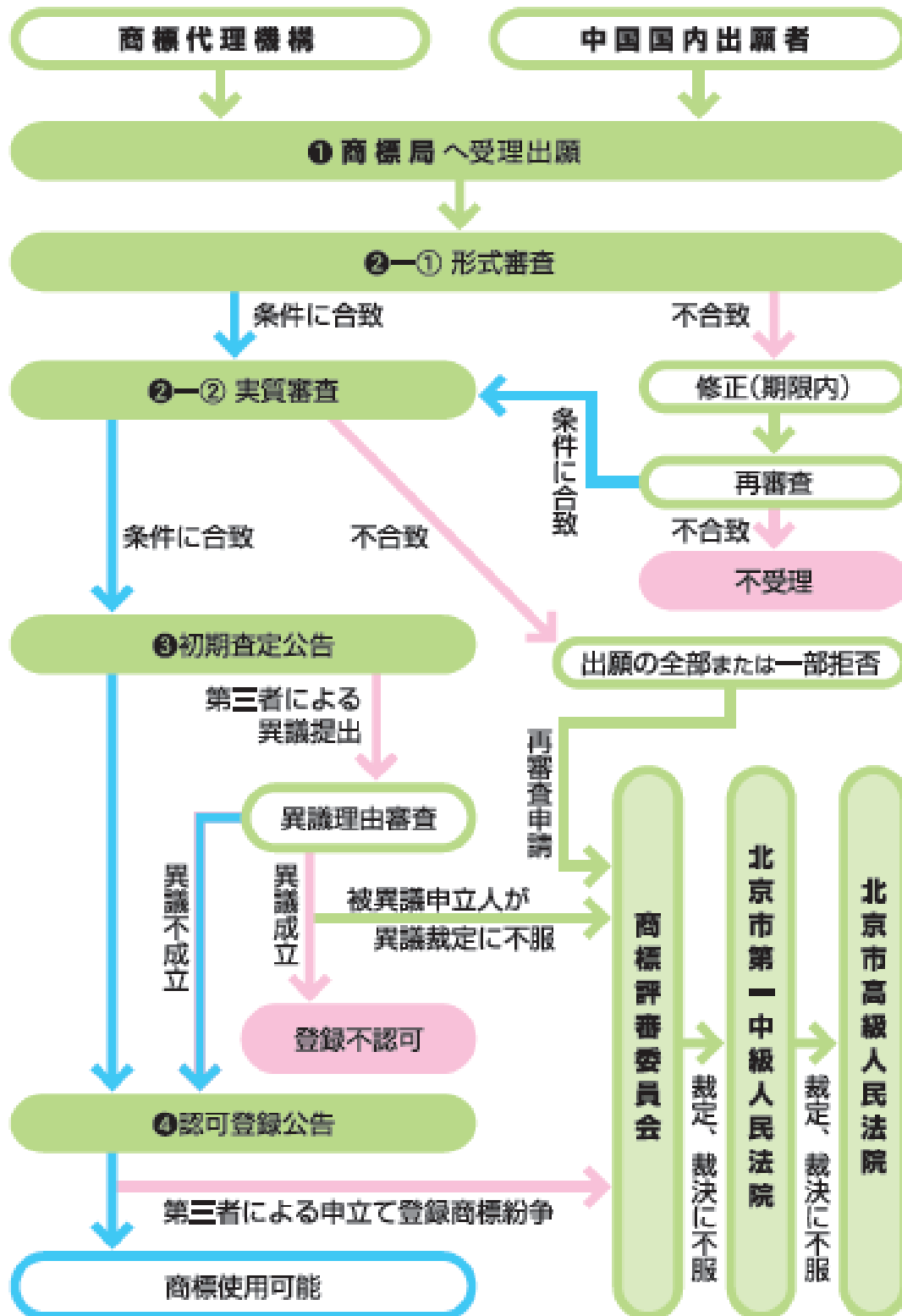
香川県ホームページにおいて、抜駆け商標出願・登録に関する情報発信を行っています。具体的には、県の支援メニューや特許庁、農林水産省、JETROなど関係機関の支援メニュー、中国や台湾などの商標制度、中国商標局や台湾知的財産局のホームページにおける商標出願・登録状況の検索システムの操作方法などを情報発信しています。

【県の対応】

セミナーやアンケートなどを通じて寄せられる県内企業のニーズを踏まえて、内容の充実に努めていくこととします。

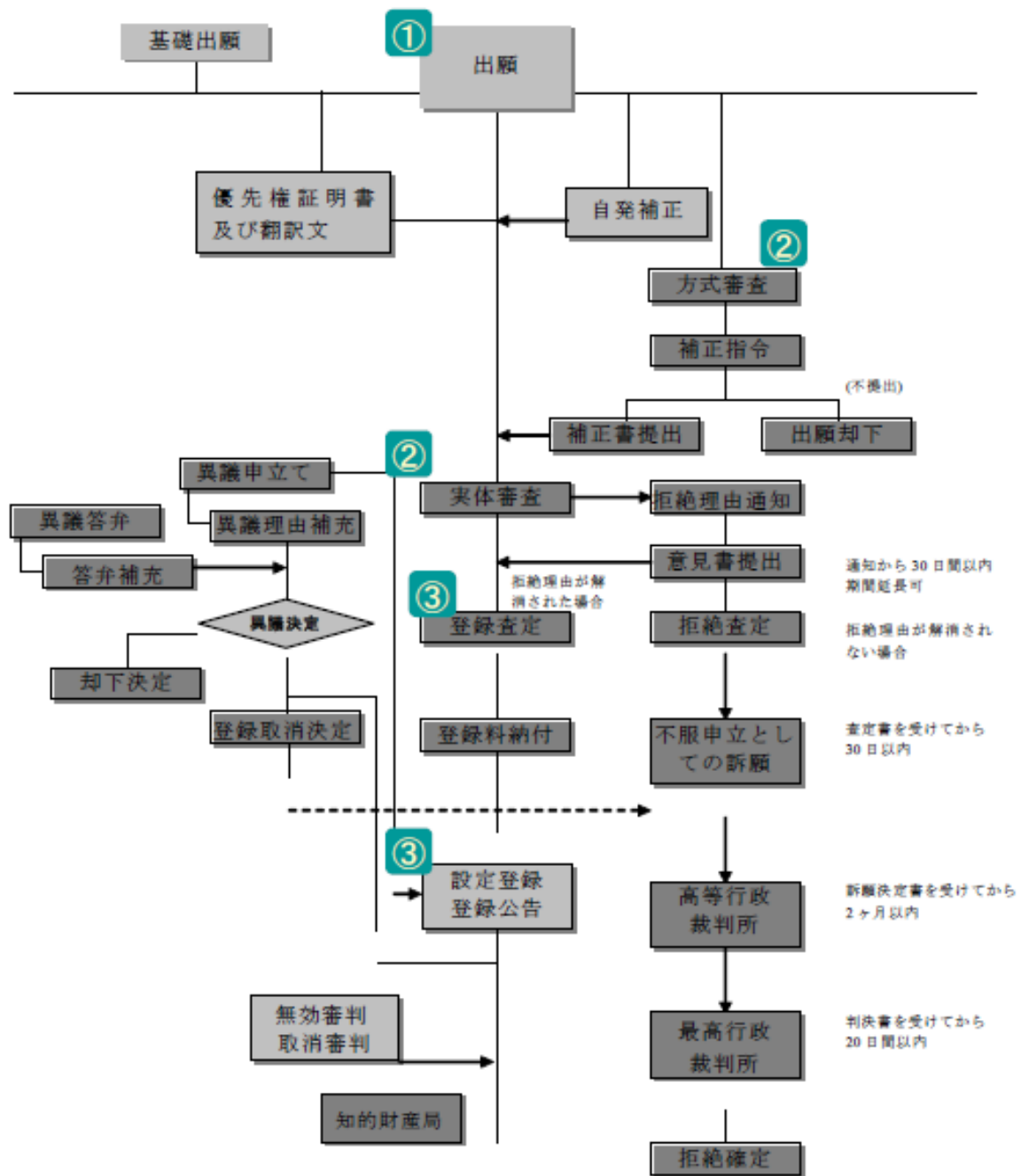
【別添資料1】

中国における商標の登録出願手続き



出展：冒認対策リーフレット（特許庁）

台湾における商標の登録出願手続き



出展：冒認対策リーフレット（特許庁）

【別添資料2】

ニース協定による国際分類

類	解説	類	解説
1	工業用、科学用または農業用の化学品	24	織物及び家庭用の織物製カバー
2	塗料、着色剤及び腐食の防止用の調製品	25	被服及び履物
3	洗淨剤及び化粧品	26	裁縫用品
4	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤	27	床敷物及び織物製でない壁掛け
5	薬剤	28	玩具、遊技用具及び運動用具
6	卑金属及びその製品	29	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
7	加工機械、原動機(陸上の乗物用除く)その他の機械	30	加工した植物性の食品及び調味料
8	手動機械	31	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
9	各種機械器具	32	アルコールを含有しない飲料及びビール
10	医療用機械器具及び医療用品	33	ビールを除くアルコール飲料
11	照明、加熱、蒸気発生、調理、冷却、乾燥、換気等の装置	34	たばこ、喫煙用具及びマッチ
12	乗物その他移動用の装置	35	広告、事業の管理または運営及び事務処理
13	火器及び火工品	36	金融、保険及び不動産の取引
14	貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計	37	建設、設置工事及び修理
15	楽器	38	電気通信
16	紙、紙製品及び事務用品	39	輸送、梱包及び保管並びに旅行の手配
17	電気絶縁、断熱又は防音用の材料及び材料用のプラスチック	40	物品の加工その他の処理
18	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具	41	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
19	金属製でない建築材料	42	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
20	家具及びプラスチック製品で他に属さないもの	43	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
21	家庭又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品・磁器製品	44	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
22	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維	45	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務及び警備
23	織物用の糸		

平成21年2月

香 川 県

商工労働部産業政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3352
